

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

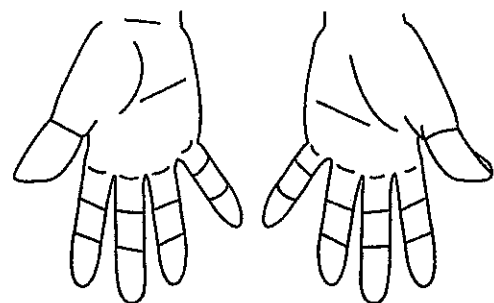
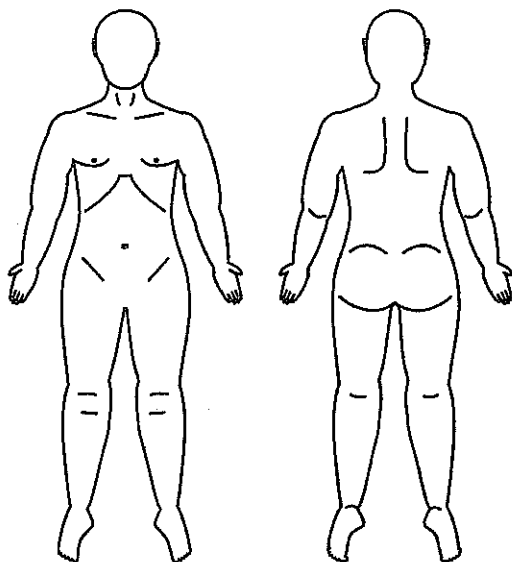
氏名	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女
住所			
障害名（部位を明記すること。）			
原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・ 自然災害・疾病・先天性・その他（ ）	
疾病・外傷発生日		昭和 平成 年 月 日・場所 令和	
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
		昭和 平成 年 月 日 令和	
障害固定又は障害確定（推定）			
総合所見			
〔将来再認定 要（ ）年後 ・ 不要 〕			
その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。			
令和 年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所 在 地			
診療担当科名		科 医師氏名	
Ⓔ			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入すること。）			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する （ 級相当） ・ 該当しない 			
<p>（注意）1 障害名には、現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>			

肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見 （該当するものを○で囲むこと。）

- (1) 感覚障害（参考図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- (2) 運動障害（参考図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- (3) 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- (4) 排尿・排便機能障害：なし・あり
- (5) 形態異常：なし・あり

参 考 図 示



右 左

× 変形  切離断  感覚障害  運動障害

(注) 関係ない部分は、記入不要

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

2 動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×, () の中のものを使う時は、それを○で囲むこと。

項 目	項 目	右	左
寝返りする	シャツを着て脱ぐ		
足を投げ出して座る	ズボンをはいて脱ぐ (自助具)		
椅子に腰掛ける	ブラッシで歯を磨く (自助具)		
立つ(手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具)	顔を洗いタオルでふく		
家の中の移動(壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具・車椅子)	タオルを絞る		
洋式便器に座る	背中を洗う		
二階まで階段を上って下りる(手すり・つえ・松葉づえ)	排せつの後始末をする		
(家の周辺程度)屋外を移動する(つえ・松葉づえ・車椅子)	(箸で)食事をする(スプーン・自助具)		
公共の乗物を利用する	コップを使用して水を飲む		

(注) 身体障害者福祉法の等級は、機能障害 (impairment) のレベルで認定するので () の中に○がついている場合は、原則として自立していないという解釈になる。

計 測 法

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨) 内果

大腿周径：膝蓋骨上縁上 10 cmの周径

上腕周径：最大周径

下脛周径：最大周径

3 関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (関係ない部分は、記入不要)

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
↓	↓	↓	↓	↓
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 前屈		後屈 ()	頸 () 左屈	
() 前屈		後屈 ()	体幹 () 左屈	
右	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 外転		内転 ()	肩 () 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	肘 () 伸展	
() 回外		回内 ()	前腕 () 回内	
() 掌屈		背屈 ()	手 () 背屈	
() 屈曲		伸展 ()	母 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	示 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	中 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	環 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	小 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	母 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	示 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	中 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	環 () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	小 () 伸展	
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 外転		内転 ()	股 () 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	膝 () 伸展	
() 底屈		背屈 ()	足 () 背屈	

ブルンストローム テスト

	上肢		下肢	
	右	左	右	左
ステージ				

反射異常

上肢腱反射		下肢腱反射		バビンスキー反射			
右	左	右	左	右	左	右	左

備考

(注)

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶこと。強直の場合は、強直肢位に波線(?)を引くこと。
- 4 筋力については、5 (正常), 4 (やや減), 3 (半減), 2・1 (著減), 0 (消失) の区分により、表の () 内に数字を記入すること。

- 5 (PIP) の項母指は、(IP) 関節を指す。
- 6 DIP その他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いること。
- 7 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動は、この部分にはみ出し記入となる。

例示

(2) 伸展 屈曲(1)

[参 考]

認定等級算定のため、下記指数表を使用してください。

指 数 表

		右 (両)		左	
		等 級	指 数	等 級	指 数
上 肢	肩 関 節				
	肘 関 節				
	手 関 節				
	手 指				
	指 数 計	① ※()		②	
上肢等級					
下 肢	股 関 節				
	膝 関 節				
	足 関 節				
	足 部				
	指 数 計	③ ※()		④	
下肢等級					

等級別指数表

障害等級	指 数
1 級	18
2 "	11
3 "	7
4 "	4
5 "	2
6 "	1
7 "	0.5

等級認定表

総合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11~17	2 "
7~10	3 "
4~6	4 "
2~3	5 "
1	6 "

(注) 下肢と体幹が重複する場合は、いずれか一方での認定が原則となります。

体 幹			

(注) 1 両上 (下) 肢全体の障がいの等級は、※() に記入してください。

2 一肢全体の障がいの場合は、それぞれの合計欄①から④に認定する等級を記入してください。

3 総合等級を求める場合、上肢、下肢、それぞれの区分の中で中間的に指数合算することになっております。

4 合計指数の特例により、同一の上肢または下肢に重複して障がいがある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位 (機能障害が2箇所以上あるときは上位の部位とする。) から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値が限度になります。